



確定申告

要介護認定を受けている方の障害者控除

確定申告をする本人または扶養家族が「障害者（特別障害者）」に該当する場合、「障害者控除」として一定金額を所得から差し引くことができます。

この控除のための証明書として「身体障害者手帳」「療育手帳」などが必要です。

また、これらを持っていない方で、平成28年12月31日現在、要介護認定を受けている場合は、『障害者控除

対象者認定書』により控除を受けることができますので、いきいき広場内介護保険・障がいグループで書類の交付を受けてください。

なお、認定を受けている方の状態により証明書を発行できない場合もありますので、希望する方は事前に問い合わせてください。

おむつ使用に係る費用の医療費控除

確定申告で、おむつ代が医療費控除の対象として認められるためには、毎年申告の際に、寝たきり状態であること、および治療上おむつの使用が必要であることについて、医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要です。

ただし、おむつ代について医療費控除を受けるのが2年目以降であり、要介護認定を受けている方については、医師が発行する「おむつ使用証明書」がなくても『市が介護保険法に基づく要介護認定に係る主治医意見書の内容を確認した書類』により、寝たきり状態であることおよび尿失禁の発生の可能性があることが確認できれば、おむつ代が医療費控除の対象として認められます。

該当する方は、いきいき広場内介護保険・障がいグループで書類の交

付を受けてください。

なお、「介護保険主治医意見書」から該当項目を確認できない場合は、今までの取り扱いとなりますので、希望する方は事前に問い合わせてください。

問合せ先 * * *

いきいき広場内介護保険・障がいグループ
☎52-9871

相談

司法書士会無料登記相談会

- ・土地建物の相続、遺言、売買、贈与などの登記（税金の相談を除く）
- ・会社、法人登記

とき 2月4日(日)
午前9時～11時

ところ 市役所 1階相談室

予約 1月31日(火)午後4時まで
電話で予約（予約のない方は相談を受けられません）

予約・問合せ先

愛知県司法書士会西三河支部所属
予約担当司法書士 浅岡洋隆
☎52-8471
(平日午前9時～午後5時)

市県民税第4期

国民健康保険税第7期の納期限は 1月31日(火)です

～かならず納期限内に納めましょう～

⚠納税には口座振替が便利です

納め忘れがなく、納期ごとに金融機関やコンビニなどへ出かけて支払う必要がありません。
口座振替の方は、残高の確認をお願いします。

口座振替申込

申込先 市県民税
金融機関もしくは困税務グループ
国民健康保険税
金融機関もしくは困市民窓口グループ

持ち物

通帳、通帳に使用している印鑑
※口座振替開始は、申込みから2か月後になります。

問合せ先

◆市県民税(困税務グループ)
☎52-1111 (内線246・247)
◆国民健康保険税(困市民窓口グループ)
☎52-1111 (内線219・261)
※口座振替は(内線241・243・259)へ